

新紙幣の発行に便乗した詐欺に注意!!

令和6年7月3日から新紙幣が発行されますが、旧紙幣も引き続き使えます。

新紙幣の見本



電話の相手から旧紙幣が使えなくなる等と言われたら詐欺!

例1

新紙幣に切り替わると、お手元の旧紙幣は使えなくなりますよ!
今なら係の者が交換に伺います。

例2

国の施策で新紙幣が全国のATMで使えるか調査しています。
モニターとして私の指示に従ってATM操作に協力してくれませんか?

例3

〇〇様はタンス預金してませんか?
マイナンバー制度で、収入と銀行預金を調べられて、税務調査が入る可能性があります。
当社で一時的に経費としてお預かり出来ますよ。

新紙幣が発行された後も、交換することなく、

旧紙幣も引き続き使えます!!

不審な電話を受けたらすぐに家族へ相談
または警察へ通報してください。

茨城県警察